

精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業委託
における公募型プロポーザル実施要領兼説明書

1 契約件名

精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業委託

2 事業の趣旨とプロポーザルによる選定の目的

(1) 事業の趣旨

「精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業」（以下、「ピアサポーターによる訪問支援事業」という。）は、「精神科病院の長期入院者に対する専門職による訪問支援事業」（以下、「専門職による訪問支援事業」という。）と連携し、精神科病院に入院している方を対象に、その方の退院へ向けた動機付け支援、生活イメージ作り、生活環境の調整等の地域生活への移行（以下、「地域移行」という。）を支援することで、本人の意思決定の機会を尊重し、本人が希望する地域生活の実現につなげ、権利の擁護を図るとともに、退院を後押しする病院スタッフ及び地域支援者と連携した地域移行のための体制作りの支援、その他の病院と地域の橋渡しを行うことにより地域移行を推進する。

(2) プロポーザル方式を採用する具体的理由

ピアサポーターによる訪問支援事業の履行にあたっては、ピアサポーターへのサポートスキルや精神障害者支援の豊富な経験、深い理解に基づく専門性とノウハウが求められ、受託事業者の能力等が事業の成果を大きく左右する性質の事業である。したがって、事業者の体制や能力、実績等をあらかじめ審査する必要があるため、公募によるプロポーザル方式により事業者選定を行う。

3 プロポーザルへの参加資格及び条件

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと（同政令第 167 条第 1 項において準用する場合も含む）。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 「精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

- ・ 障害福祉部長 杉中 寛之
- ・ 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長 伊藤 美和子
- ・ 世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一
- ・ 障害福祉部障害保健福祉課長 石川 誠

4 事業概要

(1) 対象

- ①精神科病院に概ね1年以上入院する世田谷区民（以下、「世田谷区民」という。）
- ②その他、区長が必要と認めた者。

(2) 履行場所

世田谷区民が入院する精神科病院、受託者の事業所、障害保健福祉課等

(3) 業務内容

ピアサポーターによる訪問支援事業は、令和元年度に区が実施した「世田谷区長期入院患者の状況調査」により把握した情報をもとに、専門職による訪問支援事業と連携し、病院訪問実施前後の調整や支援方針決定等を行うチーム会議の事務局を担う。また、精神科病院からの退院経験を有するピアサポーターが、世田谷区民が入院している精神科病院を訪問し、同様の境遇にあった者として共感することや、自らの経験や病院外の暮らしを話すことで、長期入院者の退院に向けた動機付け支援を行う。

①事業実施に係る資料作成および更新、活用

専門職による訪問支援事業やピアサポーターによる訪問支援事業において、病院訪問時やその他で活用する資料等について、必要に応じて資料の作成及び既存資料の更新を行うとともに、効果的に活用すること。

②病院訪問前の実施調整

区が主体で行う新たな連携病院の開拓に向けた病院への事業説明について、コーディネーターが出席し協力すること。また必要に応じてピアサポーターも出席し協力すること。また、区や専門職による訪問支援事業の受託者と協力し、令和元年度区実施調査をもとに、病院訪問に係るチーム編成や各チームの訪問対象病院の調整等、事前の調整のためのチーム会議を実施すること。

なお、チーム会議の事務局を担い、以下のとおり実施すること。

ア チーム会議は、支援方針の決定等を行うため、必要に応じて定期的を開催すること。なお、開催場所は、世田谷区役所、受託者事業所、病院等、会議内容やメンバー等を勘案して決定し、各関係機関への調整、事務連絡等も行い、会議録を作成すること。

イ 各チームの事業の進捗状況や各チームが把握した長期入院患者を「管理台帳」において管理すること

ウ 適宜、専門職による訪問支援事業受託者から、病院訪問等で得た情報を集約すること。

③退院に向けた最適な地域支援者の検討及びマッチング

専門職による訪問支援事業受託者による病院訪問実施後、各世田谷区民について、今後の支援方針の決定、具体的ななかかわり方法の決定等のために、チーム会議を実施すること。

なお、チーム会議の事務局を担い、以下の内容を検討・実施すること。

ア 方針決定

各世田谷区民の状況に応じて、以下の区分けで方針決定をする。

(ア) 訪問支援事業の地域生活環境の調整へ移行

（対象：ただちに地域移行が可能と判断された世田谷区民）

(イ) 専門職による訪問支援事業とピアサポーターによる訪問支援事業との連携

（対象：本人や家族の不安軽減が必要な場合や本人の状況によりピアサポーターが継続的に関わったほうが良いと思われる場合等、一定期間の継続的な支援が必要と判断された

世田谷区民)

(ウ) 専門職による訪問支援事業において経過観察、継続的な状況確認

(対象：方針決定に必要な状況確認が不足している等の世田谷区民)

イ 各方針に基づいた情報共有等の実施

専門職による訪問支援事業とピアサポーターによる訪問支援事業が連携して支援を実施するとの方針が決定した世田谷区民について、丁寧な情報共有を受けること。特に、ピアサポーターは、障害の特性上、急な担当変更等の環境変化に対応できないケースも多いことから、丁寧な情報共有・連携を基本とし、両事業従事者により事業実施を行うこと。

なお、どの方針においても、必要に応じて、各関係機関への連携調整・引継ぎ、情報提供（基幹相談支援センター、ぽーと、区保健福祉課等）等行うこと。

④ピアサポーターによる訪問支援

チーム会議での検討の結果、専門職による訪問支援事業と支援方針が決定した場合について、コーディネーターがピアサポーターと連携して以下の支援を実施すること。

ア 個別支援

(ア) 本人に合わせたピアサポーターのマッチング

個別支援にあたるピアサポーターは、区民の状況や性別、年齢を加味しマッチングする。

(イ) 訪問対象病院及び病院スタッフとの調整の窓口機能

専門職による訪問支援事業から引継いだケースに関する病院との調整の窓口機能についても適切に引継ぎ、担う。

(ウ) 病院、本人と面会日の調整を行い、本人の気持ちや希望に寄り添いながら面会をする。

イ グループ支援および地域生活のイメージづくり・理解促進等の啓発活動

世田谷区民が入院している精神科病院に対して、グループ支援および病院従事者向けに地域のイメージづくりや理解促進等の啓発活動をピアサポーターとともに行う。

⑤専門職による訪問支援事業との連携

チーム会議等の方針により、必要に応じて、専門職による訪問支援事業と連携しピアサポーターによる訪問支援事業を実施すること。特に、本人の意向を確認しながら、ピアサポーターが継続的に関わり、支援を実施した結果、地域移行が可能と判断され、専門職による訪問支援事業の支援が有効と判断した場合は、専門職による訪問支援事業へ引継ぎ、もしくは連携した支援を行うこと。

⑥ICT活用

ア タブレット端末等のICT機器を活用し事業を実施すること。また、必要に応じて、実施のための備品の購入等を行うこと。

イ 専門職による訪問支援事業受託者と連携し、リモート会議等を実施するため、整備した機器の運用を行うこと。

なお、リモート会議等を実施する場合、個人情報の取り扱いには留意すること。

また、実施にあたっては、実施内容詳細を区担当課と協議の上、決定、実施すること。

⑦成年後見制度に関する対応

ア ピアサポーターによる訪問事業や実態把握により、判断力が不十分であり、下記の行為が独力で困難である等、成年後見制度を利用することが有用と認められる障害者については、制度に関する情報提供や申し立て支援を行い、必要に応じて成年後見センターに繋ぐこと。

- (ア) 医療機関の受診や入所契約等の福祉サービス利用の契約
- (イ) 預貯金の管理や公共料金の支払等の財産管理
- (ウ) 悪質な訪問販売、電話セールスによる本人にとって不利益となる契約の取消し
- (エ) 遺産相続等の法律的な手続き 等

イ ただし、上記アの対応にあたり、下記のような問題がある場合には、状況等を整理し区・各総合支所保健福祉課又は健康づくり課に報告すること。

- (ア) 申立てを行える親族がいらないと思われる場合
- (イ) 親族がいても申立を行う意思がない場合
- (ウ) 虐待等により親族による申立てが適切ではない場合 等

⑧権利擁護

ピアサポーターによる訪問支援事業の全ての段階において、障害者の権利擁護のための必要な支援を行なうこと。

特に、精神科病院の長期入院者の多くは、病院外からの関わりがないまま社会的入院となっていて、病状が回復しても、長期入院によるブランクにより、自力で地域生活に戻る気持ちや生活イメージが低下した状態となっていることが見込まれるため、本人の意思決定支援のため、適切な情報提供及び意思決定の機会を設けること。

⑨障害者虐待に関する関係機関との連携

障害者・児の虐待の防止及びその早期発見のため、区・各総合支所保健福祉課、相談支援事業者等の関係機関と必要な連携を行う。障害者虐待を把握した場合には、通報機関である区総合支所保健福祉課に第一報の連絡を入れる等の対応を行う。

⑩記録の整備

ア 病院訪問により把握した情報については、主訴、本人またはその家族の心身の状況、その置かれた環境、対応結果、経過記録、支援の方向性（案）等の必要事項を記録し、整備すること。

イ 上記アにおいて整備した記録については、世田谷区公文書管理条例に従い、適正かつ厳正な管理を行うとともに、区担当課から求めがあった場合には速やかに提出すること。

5 業務実施体制

業務の履行にあたっては、以下の職員を配置すること。

なお、日頃から配置職員に欠員が生じないよう、職員に対する定着支援に努めること。

(1) コーディネーター

- ①コーディネーターは精神保健福祉士もしくは相談支援専門員の資格を有するものとする。
- ②常勤換算1名（週40時間）を配置し、本業務に専任であること。ただし、本業務に支障のない場合は他事業所の業務との兼任も可とし、常勤又は非常勤の別を問わないこととする。
- ③本人に合わせたピアサポーターのマッチングや病院スタッフとの調整窓口機能を担う。また本人の気持ちや希望に寄り添いながら面会をする。

(2) 支援員

- ①ピアサポーターの支援員は、ピアサポーターの業務スケジュールや心身の健康状態を管理する者として、常勤換算1名（週40時間）配置すること。

(3) ピアサポーター

- ①ピアサポーターは、精神科病院からの退院経験を有する者、またはピアサポーターとしての

経験、専門性を有し区が認めた者とし、雇用形態は問わないが、4名以上を確保すること。

- ②ピアサポーターは、コーディネーターとともに病院訪問することを基本とする。支援の内容や本人の状況、ニーズに応じて、ピアサポーター1人もしくはコーディネーター1人での実施も可能とする。

6 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9年度以降も新たな契約を結ぶこととする。なお、契約は単年度ごとに行う。

7 提案限度額

令和8年度12,851,010円（消費税込み）を上限とする。

なお、令和9年度以降についても同額程度を予定している。

8 実施要領兼説明書の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和7年10月14日（火曜日）から10月29日（水曜日）午後3時まで

(2) 交付方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/03655/28285.html>

9 参加表明書等の提出期限、提出物及び提出方法

(1) 提出期限

令和7年10月29日（水曜日）午後3時必着

(2) 提出先及び方法

持参または郵送にて「15 本件に関するお問い合わせ先」に記載の担当者あてに提出すること。（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(3) 提出物

	件名	摘要
①	参加表明書	様式1「参加表明書」
②	履歴事項全部証明書	応募申込み前6か月以内に発行されたもので原本を提出すること。
③	決算書	以下の資料を令和4年度から6年度までの直近3年度分提出すること。 ア財産目録 イ貸借対照表 ウ損益計算書
④	納税証明書	実施要領兼説明書の「3 プロポーザル参加資格及び条件」（4）に掲げる各種税に滞納がないことを確認できる書類（直近1年分）
⑤	指定障害サービス事	実施要領兼説明書の「3 プロポーザルへの参加資格及

	業所等の指定通知等	び条件」(1)に掲げる法律に基づく指定を受けていることの資格要件を確認することができる書類を提出すること。(指定障害福祉サービス事業所等の指定通知等)
--	-----------	---

※参加表明書等では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

※参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式2「辞退届」を提出すること。

1.0 質問の受付

提案書作成に関し質問がある場合は、様式3「質問票」を使用して「1.5 本件に関する問い合わせ先」に記載の担当者宛てに電子メールで提出すること。(提出先のメールアドレスは、参加表明のあった事業者宛てに個別に案内する。)

(1) 質問受付期間

令和7年11月11日(火曜日)午後3時まで。

(2) 回答方法

令和7年11月18日(火曜日)までに電子メールにて、参加表明した全事業者に回答する。

1.1 提案書の提出期限、場所及び方法等

(1) 提出期限

令和7年12月8日(月曜日)正午必着

(2) 提出場所及び方法

事前に連絡をした上で、「1.5 本件に関する問い合わせ先」に記載の担当者まで持参により提出すること(郵送等による送付は受付けない)。

(3) 提出物(提案書)

・正本1部

・副本5部

※全てに以下①～⑦の書類を掲載すること。

※様式4を正本の表紙、様式5を副本の表紙として使用すること。

※A4判の提案書面は、左穴を空け縦型ファイルに綴り、通しのページ番号を付し、書類の内容ごとにインデックスをつけて提出すること。

※副本は、事業者名が特定できる記述部分についてマスキング(塗りつぶし)を施すとともに、明らかに法人名が推察されるような内容についての記載を避けること。

※区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

<法人関係書類>

	件 名	摘 要
①	法人の概要・経営方針	法人の概要・経営方針を簡単にまとめたものを提出すること。
②	法人の事業運営実績	法人の事業運営実績をまとめたものを提出すること。

<提案内容>

③	業務内容に対する 取組方針・内容	以下の内容を記載したものを提出すること。 ア 事業趣旨の理解 イ 業務内容の取組方針 ウ ピアサポーターに対する支援に関する事業の実績 エ 独自提案・アピール性 オ 病院訪問時やその他で活用する資料等について
④	ピアサポーターによる訪問支援事業における人員配置	ア 様式6「人員配置一覧」 ピアサポーターによる訪問支援事業における人員配置について、資格、精神障害者支援経験年数、雇用形態、異動・採用の別、勤務形態を記入すること。 イ 様式7「経歴書」 ピアサポーターによる訪問支援事業に従事する現場責任者経歴書を作成すること。
⑤	ピアサポーターによる訪問支援事業における緊急時の体制	ピアサポーターによる訪問支援事業における苦情や事故対応などの緊急時の体制を記入すること。
⑥	ピアサポーターによる訪問支援事業における危機管理体制	ピアサポーターによる訪問支援事業における個人情報保護、損害保険加入計画等を記入すること。
⑦	見積書	令和8年度から12年度までの5か年分を提出すること。

1.2 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法及び選定時期

事業者は、選定委員会による審査結果を基に選定する。

- ①提出された提案書を評価基準に基づき審査する。なお、必要に応じて事業者に対してヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。
- ②選定委員が提案書（及びヒアリングの内容）を審査、採点し、選定委員全員の合計点数が最も高い事業者を受託者の候補者として選定する。
- ③選定委員会の実施時期は、令和8年1月下旬を予定している。
- ④選定結果は、文書で通知する。

(2) 評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- ①法人の事業経歴・実績・経営方針
- ②事業趣旨の理解
- ③実施計画の内容
- ④ピアサポーターによる支援に関する事業の実績
- ⑤独自提案・アピール性
- ⑥病院訪問時やその他で活用する資料等について
- ⑦ピアサポーターによる訪問支援事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）

- ⑧事業開始までの計画性
- ⑨苦情や事故対応等の緊急時の体制
- ⑩個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- ⑪見積金額の妥当性

1 3 特記事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和8年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。
これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「1 5 本件に関するお問い合わせ先」に記載の障害保健福祉課窓口とする。
- (7) プロポーザル参加にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。

1 4 スケジュール

令和7年10月14日(火曜日)	手続き開始公告、実施要領兼説明書配布
10月29日(水曜日)	午後3時 参加表明書提出期限
11月 5日(水曜日)	招請通知発送
11月11日(火曜日)	午後3時 質問書提出期限
11月18日(火曜日)	質問書回答日
12月 8日(月曜日)	正午 提案書提出期限
令和8年 1月下旬	選定委員会実施
2月上旬	最終選定結果通知

1 5 本件に関するお問い合わせ先

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当
 (世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口)
 担当者：西中、吉澤
 郵便番号：154-8504 所在地：世田谷区世田谷4丁目21番27号
 電話：03-5432-2386